鳥取県立美術館整備運営事業　入札参加資格確認申請チエックリスト

　　　　　　　　　　　　　　　　　グループ名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表企業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※商号又は名称のみを記載してください。代表者印の押印は不要です。

|  |
| --- |
| 「確認対象」欄の凡例  　すべての者：代表企業、構成員及び協力企業のすべて  １者以上：要件を満たすいずれか１者以上 |

確認対象の凡例：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 共通の参加資格要件 | | | 確認対象 | 確認欄（○印） |
| ア | 政令第167条の４の規定に該当しない者であること。 | | すべての者 |  |
| イ | 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成28年３月24日付第201500184856号県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止の要件に該当しないものであること。 | | すべての者 |  |
| ウ | 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号出納局長通知）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。 | | すべての者 |  |
| エ | 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。 | | すべての者 |  |
| オ | 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者ではないこと。 | | すべての者 |  |
| カ | 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。）に未納付額がないこと。 | | すべての者 |  |
| キ | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第９条の規定に該当しない者であること。 | | すべての者 |  |
| ク | 本事業についてアドバイザリー業務を委託した次の者及びその者と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。  ＰｗＣアドバイザリー合同会社、株式会社昭和設計及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所 | | すべての者 |  |
| ケ | クに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。 | | すべての者 |  |
| コ | 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。 | | すべての者 |  |
| 個別の参加資格要件 | | | | |
| ア　設計業務を行う者 | | | 確認対象 | 確認欄（○印） |
|  | （ア） | 平成30年鳥取県告示第592号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。 | １者以上 |  |
| （イ） | 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 | すべての者 |  |
| （ウ） | 延床面積2,000平方メートル以上の国公立の美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に定める登録博物館（以下「登録博物館」という。）、同法第29条に規定する博物館相当施設（以下「博物館相当施設」という。）又はホール、劇場、音楽堂、図書館等（以下「ホール等」という。）の新築又は増築（増築にあっては増築部分の面積が2,000平方メートル以上であること。）に係る設計業務の実績があること（参加資格確認基準日までに、設計業務が完了している実績に限る。）。なお、日本国以外の国又は地域に所在する美術館の設計業務も含む。 | １者以上 |  |
| イ　工事監理業務を行う者 | | | 確認対象 | 確認欄（○印） |
|  | (ア) | 平成30年鳥取県告示第592号に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。 | １者以上 |  |
| (イ) | 建築士法第23条第１項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 | すべての者 |  |
| ウ　建設業務を行う者 | | | 確認対象 | 確認欄（○印） |
|  | （ア） | 平成30年鳥取県告示第289号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく建築一般に係る一般競争入札参加資格を有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。 | １者以上 |  |
| (イ) | 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。 | すべての者 |  |
| (ウ) | (イ)の建設工事の種類に応じて、建設業法第27条の23第１項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値がそれぞれ次の区分のいずれかを満たすこと。  建設工事の種類 総合評定値  建築一般 892点以上  電気工事 827点以上  管工事 846点以上 | すべての者 |  |
| (エ) | 建設業法第３条第１項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、同法第27条の23第１項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,250点以上であること。 | １者以上 |  |
| (オ) | 延床面積2,000平方メートル以上の国公立の美術館、登録博物館、博物館相当施設又はホール等の新築又は増築（増築にあっては増築部分の面積が2,000平方メートル以上であること。）に係る建設業務の実績があること（参加資格確認基準日までに、建設業務が完了している実績に限る。）。 | １者以上 |  |
| エ　維持管理業務を行う者 | | | 確認対象 | 確認欄（○印） |
|  |  | 維持管理業務を行う者は、5,000平方メートル以上の施設の維持管理業務について自ら実施し、又は指定管理、業務委託等の形態により単独企業又はコンソーシアムの構成員としての実績を有していること。なお、複数の者で実施する場合は１者以上が満たすこと。 | １者以上 |  |
| オ　運営業務を行う者 | | | 確認対象 | 確認欄（○印） |
|  |  | 運営業務を行う者は、平成21年以降に、国公立の美術館、登録博物館、博物館相当施設又は5,000平方メートル以上のホール等について、運営業務又は入札説明書に定める学芸業務を自ら実施し、又は指定管理、業務委託等の形態により単独企業又はコンソーシアムの構成員又はコンソーシアムから委託を受ける企業としての実績を有していること。 | １者以上 |  |